

基礎研 レター

インドの生命保険市場(4)

ーインドのアポインテッド・アクチュアリー制度はどのような仕組みで運営されているのかー

取締役 保険研究部 研究理事 中村 亮一

TEL: (03)3512-1777 E-mail: nryoichi@nli-research.co.jp

1ーはじめに

これまでのレターで、インドの生命保険市場の一般的な状況、昨今のインドにおける保険監督規制を巡る状況及び財務関係を中心とした保険監督規制の動向等について、報告してきた。

今回のレターでは、生命保険会社の責任準備金やソルベンシー等の財務面の管理において重要な役割を果たしているアポインテッド・アクチュアリー (Appointed Actuary) 制度について、その職務等の内容及びそれを支えるアクチュアリー会の実務基準等の内容について、報告する。

2ーアポインテッド・アクチュアリー制度

アポインテッド・アクチュアリーとは、「法令上、保険会社の保険数理に関する事項について、確認を行うことを職務として、任命されるアクチュアリー」であり、日本の保険計理人に相当するものである。

アポインテッド・アクチュアリーに関する事項については、保険法及び規則「IRDA (Appointed Actuary) Regulations, 2000」等に規定されている。

1 | 全体の概要

アポインテッド・アクチュアリー制度は、インドにおいて 10 年以上の歴史を有している。アポインテッド・アクチュアリーは、保険分野の急速な成長とともに、逐次高められてきた。責任準備金評価や商品価格設定に加えて、会社が常にソルベンシーを確保しておくために、その財務状況を向上させていく上において、広範囲にわたる役割を果たしてきた。

生命保険会社のアポインテッド・アクチュアリーは、責任準備金、ソルベンシー及び保険料率の公平性を確認しなければならない。資本の十分性と効率性との適度なバランスを確保するために、経済資本 (エコノミック・キャピタル) を算出しなければならない。ストレス状態においても、流動性の問題や突然のショックも無く、保険会社がその義務を果たせるように、資産負債管理 (ALM) を確認する責任を有している。さらに、監督当局に対して、様々な情報や (責任準備金等の確認についての報告書における) 証明書を提供する責任を有している。

アポインテッド・アクチュアリーは、インド・アクチュアリー会が作成するアクチュアリー実務基準 (Actuarial Practice Standard : APS)を遵守しなければならない。

このように、インドにおけるアポインテッド・アクチュアリーは、様々な不確実性を有する現在のシナリオの中で、多くの関係者の利害を保護するために、重要な役割を果たしている。

なお、IRDAI は、保険業界の財務の健全性に関する監視をさらに強化するために、規則「IRDA(Appointed Actuary)(First Amendment) Regulation, 2013 」により、アポインテッド・アクチュアリーの資格要件について、最低経験年数要件や専門要件等を厳格化した。

2 | 保険法・規則の規定

(1)アポインテッド・アクチュアリーの定義

保険法第 2 条に、法律で規定する「アクチュアリー (actuary)」の定義があり、「IRDAI による規則で規定された資格を有するものを意味する。」とされている。これを受けて、「IRDA(Appointed Actuary) Regulation, 2000 」及び「IRDA(Appointed Actuary)(First Amendment) Regulation, 2013 」において、「アポインテッド・アクチュアリー (Appointed Actuary)」の定義等がなされている。以下において、これらの規則に基づいて、その内容を紹介する。

(2)資格要件

アポインテッド・アクチュアリーに任命されるための資格要件としては、①インド・アクチュアリー会の正会員又は提携会員¹であること、②インドの通常の在住者であること、③生命保険会社の場合には当該会社の従業員であること、④他の保険会社のアポインテッド・アクチュアリーでないこと、⑤さらには年齢制限²等が挙げられている。

(3)権限

アポインテッド・アクチュアリーの権限については、その職務と義務を適切で効果的に発揮するために必要な場合には、必要な情報や資料にアクセスできる、と規定されている。さらに、①取締役を含む経営層が参加する全ての会合に参加し、②取締役に与えられるべき保険数理上のアドバイスに関係する事項、会社のソルベンシーに影響を与える事項、保険契約者の合理的な期待に応えるための保険会社の能力に影響を与える事項、保険数理上のアドバイスが必要な事項について、意見を述べ、議論し、③株主や契約者のための会議等に参加する、資格が与えられなければならない。

(4)職務と義務

アポインテッド・アクチュアリーの職務と義務については、以下を含まなければならない。

- (a) 保険会社の経営に対して、特に商品設計と価格設定、保険契約の文言、投資および再保険の分野において、保険数理上のアドバイスを行うこと
- (b) 常に保険会社のソルベンシーを確保すること

¹ 2013 年の改正以前は、正会員のみであったが、2012 年に行われた IMF (国際通貨基金) による FSAP (金融セクター評価プログラム) において受けた指摘を踏まえて、提携会員 (相互資格認定を行っている他国のアクチュアリー会の正会員等) も認められる形になった。

² 元々は 70 歳以下であったが、2013 年 2 月の規則改正により、2014 年 1 月 1 日からは、毎年 12 月 1 日に 65 歳以下でなければならない、と要件が厳格化された。

- (c) 保険法第 64V 条において要求される方法で評価される資産及び負債の認証に関して、保険法第 64V 条の規定を遵守すること
- (d) 保険法第 64VA 条において要求される方法で評価される必要なソルベンシー・マージンの維持に関して、保険法第 64VA 条の規定を遵守すること
- (e) 彼又は彼女は、以下の事柄を回避するために、保険会社に行動を取らせる必要があると考えている事項に、保険会社の経営の注目を集めさせること
 - (i) 保険法の違反
 - (ii) 保険契約者の利益の侵害
- (f) 随時、監督当局の指示を遵守すること
- (g) 生命保険事業を行う保険会社の場合
 - (i) 保険法第 13 条の下で要求される保険数理報告書と要約 (Actuarial Report and Abstract: ARA) 及びその他の報告書を証明すること
 - (ii) 監督当局が要求する追加情報に関して、保険法第 21 条の規定を遵守すること
 - (iii) 保険料のベースに関して、保険法第 40B 条の規定を遵守すること
 - (iv) 評価期間中に死亡又はその他の理由による支払で消滅する契約の保険契約者に生命保険会社が支払う配当や中間配当の勧告に関して、保険法第 112 条の規定を遵守すること
 - (v) 保険会社の負債と資産の保険数理評価を実施する目的のために、全ての必要な記録を、彼又は彼女が利用できることを確実にすること
 - (vi) 保険商品の保険料率が公正であることを保証すること
 - (vii) 数理的準備金が、インド・アクチュアリー会によって発行されるガイダンス・ノートや監督当局による指示を考慮に入れて決定されていることを証明すること
 - (viii) 保険契約者の合理的な期待が、負債評価や剰余金の分配を受ける権利がある有配当保険契約者への剰余金の分配において、考慮されていることを保証すること
 - (ix) 保険業界と保険契約者の利益のために数理計算上のアドバイスを提出すること
- (h) 損害保険事業を行う保険会社の場合
 - (i) 保険会社の社内保険料率表によって管理されている契約に関して、保険料が公正であること
 - (ii) 負債の決定について、既発生未報告損害 (IBNR) 準備金や、保険数理上のアドバイスが監督当局によって求められている他の準備金の計算において、保険数理原則が使用されていること
- (i) 合理的な期間内に、以下の事項について、彼又は彼女の意見を書面で監督当局に通知すること
 - (i) 保険者が保険法又は他の法律に違反していること
 - (ii) 違反が、保険会社によって発行された契約の所有者や受益者の利益に大きな影響を与える可能性がある性質のものであること
 - (iii) 保険会社の取締役が、この規則の下で彼又は彼女の職務と義務を遂行するために、合理的に必要と考えられる行動を取ることができなかったこと、又は
 - (iv) 保険会社の役員又は従業員が、この規則の下での彼又は彼女の職務と義務の遂行を妨害するためと理解される行動に従事したこと

3 | 報告書の作成

(1) 保険数理報告書と要約 (Actuarial Report and Abstract : ARA)

保険法第 13 条 (Actuarial Report and Abstract) により、生命保険事業を営む全ての保険会社は、少なくとも年 1 回は、アポインテッド・アクチュアリーによって、負債評価を含む財政状況の調査を受け、規則に従って、「保険数理報告書と要約 (Actuarial Report and Abstract : ARA)」を作成させなければならない。

規則「IRDA(Actuarial Report and Abstract) Regulations, 2000」に、そのフォーマットが規定されている。これによると、ARA は、以下の項目をカバーしなければならない。

添付資料のフォーマットは、リンク商品、ノン・リンク商品、医療保険商品及び会社全体の要約毎に異なっているが、それぞれには、以下を含まなければならない。

①新商品の簡単な説明、②海外事業の簡単な説明、③責任準備金評価方法、④責任準備金評価に使用されたパラメータ、⑤その他の調整項目

さらには、以下の項目等についての記載及び説明が求められている。

①剰余の分配、②利益の配分に採用された原則、③保険契約者ファンドに関する剰余の構成と分配に関する声明、④資産リターン、⑤負債準備金及び解約価格保証不足準備金、

なお、この報告書は、事業年度終了後遅くとも 9 ヶ月以内に、IRDAI に提出しなければならない。

なお、IRDA は、2011 年 3 月の通達「Note for the use of Appointed Actuaries for the preparation of ARA」等において、ARA のフォーマットを変更しているため、上記の内容は必ずしも最新のものではないが、ここでは詳細には触れない。ただし、大きく変更された内容の 1 つとして、「シナリオと感応度テスト (Scenario and Sensitivity tests)」を行うことが求められることになった、ことが挙げられる。こうした内容については、次回のレターで報告する。

アポインテッド・アクチュアリーは、この報告書において、「法令やインド・アクチュアリー会の作成する実務基準やガイダンス・ノートを遵守していることを述べ、責任準備金が、契約に基づく保険会社の将来の給付と保険契約者の合理的な給付の期待を満たすのに十分なものである」こと等を述べた証明書を添付しなければならない。また、プリンシパル・オフィサー (CEO 等) も、「会社の財務状況に関して行われる保険数理調査のために、完全で正確な詳細をアポインテッド・アクチュアリーに提供した」ことを述べた証明書を添付しなければならない。

(2) アポインテッド・アクチュアリー年次報告書 (Appointed Actuary's Annual Report : AAAR)

IRDA による通達「Appointed Actuary's Annual Report」において、「アポインテッド・アクチュアリー年次報告書 (Appointed Actuary's Annual Report : AAAR)」に関するフォーマットが規定されている。2002 年の通達によれば、AAAR は、以下の項目をカバーしなければならない、こととなっていた。

①保険会社の詳細、②アポインテッド・アクチュアリーの詳細、③アポインテッド・アクチュアリーの詳細、④事業の簡単な概要、⑤事業取引、⑥契約異動と失効率の要約、⑦販売チャネル、⑧引受け基準と新契約の引受け分類による分析、⑨再保険、⑩事業費の分析、⑪投資、⑫準備金、⑬ソルベンシー・マージン、⑭新契約、⑮利益の分析、⑯剰余の分配、⑰保険契約者ファンドの

蓄積、⑱アポインテッド・アクチュアリーによるコントロール、⑲アポインテッド・アクチュアリーが参加した会議、⑳経営層（CEO／取締役）との意見の相違、懸念事項
これは、事業年度終了後6ヶ月以内に、提出しなければならない。

IRDAは、2010年2月の通達「Appointed Actuary's Annual Report—Life Insurance Business」において、AAARのフォーマットを以下のように改正している。

第1章（エグゼクティブ・サマリー）、第2章（引受契約と販売チャネルの分析）、第3章（保険及び経済の経験分析）、第4章（剰余の分析と分配）、第5章（リスク管理）、第6章（現在の財務状況）、第7章（将来の財務状況—推定—）、第8章（結論）、さらに、AからFの付表
なお、提出期限も、事業年度終了後3ヶ月以内に、前倒しされた。

この通達に基づいて、アポインテッド・アクチュアリーは、報告書において、「法令やインド・アクチュアリー会の作成する実務基準やガイダンス・ノートを遵守していることを述べ、①責任準備金が、正確なデータに基づき、正確に計算され、報告されていること、②責任準備金が、契約に基づく保険会社の将来の給付と保険契約者の合理的な給付の期待を満たすのに十分なものであること、③RSM(必要ソルベンシー・マージン)が正確に計算されていること」等を述べた証明書を添付しなければならない。

(3)ARA や AAAR の見直しの動き

基礎研レター「インドの生命保険市場 (3)」でも述べたように、IRDAI が設定した委員会により、保険数理評価やその監督報告要件に関する事項の見直しが検討されているが、9月30日に公表された第1弾の報告書では、ARA や AAAR における報告内容についての見直しも提案されている。

ARA については、①商品分類や報告フォーマットの再分類・再編成による単純化、②新たな商品に関する詳細説明の追加、③アポインテッド・アクチュアリーの証明すべき事項の追加、④報告期限の事業年度終了後6ヶ月以内への前倒し、等の内容が含まれている。

一方で、AAAR については、単なる事実や数値を並べる報告書から、より専門的で定性的な調査等に基づく報告書に再構築するという観点から、①他で入手可能な情報やアクチュアリー業務以外に関係する情報を削除し、残りをARAの追加情報・添付資料に移行し、併せて、②経験分析、責任準備金評価の前提の正当化、剰余の分析、有配当委員会の報告、財務状況報告書に関する詳細、を含めることを提案している。

3—アクチュアリー会の実務基準等³

アポインテッド・アクチュアリーが行う責任準備金やソルベンシー等の数理的業務に関しては、法令・規則等の規定に従って、インド・アクチュアリー会が、実務基準やガイダンス・ノートを作成している。

具体的には、例えば、以下のような実務基準やガイダンス・ノートを発行している。

³ 以下のインド・アクチュアリー会に関する記述は、インド・アクチュアリー会（IAI）のWebサイトに基づいている。
<http://www.actuariesindia.org/index.aspx>

1 | 実務基準(Actuarial Practice Standard:APS)

これらは、基本的にはアポイントド・アクチュアリーに対するものであるが、その適用は関係するアクチュアリーに対しても適用される。以下、主要な実務基準の概要を紹介する。

(1)APS1 (アポイントド・アクチュアリーと生命保険事業)

大きく、A (アポイントド・アクチュアリー)、B (生命保険会社の役職員であるアクチュアリー)、C (独立アクチュアリー⁴) に区分され、このうちの A (アポイントド・アクチュアリー) においては、1. 法的枠組み、2. 責任の性格、3. アポイントド・アクチュアリーの地位に影響を与える考察、4. アポイントド・アクチュアリーの責任の範囲、5. アポイントド・アクチュアリーの職務、6. 新契約や既契約の保険料率や契約条件、7. 資本要件、8. 保険数理調査、9. 剰余の分配、10. インソルベント (支払不能)、11. 書面による報告書、といった項目について規定している。

(2)APS2 (アポイントド・アクチュアリーと生命保険に従事する他のアクチュアリーに対する追加ガイダンス)

規則「IRDA(Assets, Liabilities, and Solvency Margin of Insurers) Regulations, 2000」で求められる調査を行う上で、アポイントド・アクチュアリー等が注意すべき点について述べている。具体的には、責任準備金の評価やその際のパラメータの設定、リンク保険に対する追加要件、各種オプションや保証に対する追加準備金要件、ソルベンシー・マージンについて、規定している。

(3)APS3 (財務状況報告書: Financial Condition Report: FCR)

アポイントド・アクチュアリーは、保険法第 13 条や規則「IRDA(Actuarial Report and Abstract) Regulations, 2000」で規定されたフォーマット等に従って、保険会社の財務状況に関する報告書を作成する必要がある。この実務基準では、会社の現在及び将来のソルベンシーの状況について、より広範囲な報告書を作成することを勧告し、取締役会に提出する「財務状況報告書」のフォーマットや内容について提案している。

なお、**2—3 | (3)**で述べた委員会による報告書の提案によれば、財務状況報告書は、現在及び将来の状況、リスク管理とエコノミック・キャピタルの推定、資産負債管理 (ALM) 報告書等を含む、こととされている。

(4)APS7 (アポイントド・アクチュアリーと生命保険負債における逆偏差へのマージン (MAD) 決定のための原則)

生命保険負債における逆偏差へのマージン (MAD) 決定において、全てのアポイントド・アクチュアリーやピア・レビューを行うアクチュアリー等の中で統一的に適用されるべき考え方を規定している。

(5)APS10 (IPO(新規株式公開)の目的のための生命保険会社の EV (Embedded Value) 決定)

インドでは、IPO(新規株式公開)において、EV (Embedded Value) を公表することが求められている。この際に、「Reporting Actuary」と呼ばれる独立したアクチュアリーが、「Embedded Value Report」を作成し、「Reviewing Actuary」と呼ばれる別の独立したアクチュアリーが、このレポートのピア・レビューを行わなければならない。

⁴ 保険法第 35 条 (3) (d) の規定によって、保険事業の合併や移転時に報告書を作成するアクチュアリー等

この APS10 では、EV の算出において、これらのアクチュアリーが考慮しなければならない領域として、①アクチュアリーへの任命に影響を与える考慮すべき事項、②評価方法、③評価の前提、④報告書と開示事項、⑤他のアドバイザーとの協業、⑤その他の考察すべき事項、の項目についてカバーしている。

なお、この APS10 は、欧州の CFO Forum が作成している「European Embedded Value(EEV) Principles」や「Market Consistent Embedded Value (MCEV) Principles」の概念や文言を使用し、それらを参照して作成されているが、この APS10 に基づいて算出される EV については Indian Embedded Value(IEV)と称している。

2 | ガイダンス・ノート(Guidance Note)

あくまでも「推奨される実務」として、規定されている。以下が、主要なガイダンス・ノートである。

(1)GN06 (剰余の分配に関する有配当生命保険の管理)

剰余の分配としての配当率の決定におけるアセット・シェア手法の採用等について規定している。

(2)GN22 (生命保険事業の保証に対する負債評価)

最低保証給付や解約価格の設定のような組込デリバティブに対する負債評価を行う場合に使用される手法等について規定している。

(参考)インド・アクチュアリー会(Institute of Actuaries of India)

インド・アクチュアリー会の正会員になるには、試験をパスしなければならないが、この試験は、①筆記試験、②実務試験、の2つのタイプに区分される。さらに、試験は、以下の4つのステージに分かれている。

(a)第1ステージ (コア・テクニカル)

ファイナンス、確率・統計、モデリング等の9科目で必須

(b)第2ステージ (コア・アプリケーション)

保険数理リスク管理、モデル文書化分析と報告、コミュニケーションの3科目で必須
(後者の2科目が実務試験)

(c)第3ステージ (スペシャリスト・テクニカル)

生命保険、年金、医療、ファイナンスと投資、ERM (統合的リスク管理) 等の6科目の中から、2科目選択

(d)第4ステージ (スペシャリスト・アプリケーション)

生命保険、年金、医療、損害保険、ファイナンス、投資の6科目の中から1科目選択

上記の全てのステージをパスし、3年以上の実務経験等の要件を満たすものが「Fellow(正会員)」となる。また、相互資格認定を行っている他国のアクチュアリー会の正会員等が「Affiliate(提携会員)」となる。さらに、第1ステージ、第2ステージの必須の12科目をパスしたものが「Associate(準会員)」となる。

なお、2015年3月末の会員数の分布は、次ページの図表の通りである。

インド・アクチュアリー会 (IAI) の会員数 (2015年3月末)

会員種類	会員数	(参考) 日本
Fellows(正会員)	290	1,514
Affiliates(提携会員)	15	—
Associates(準会員)	158	1,287
その他会員	9,852	2,060
合計	10,315	4,861

(※) インドのその他会員には名誉正会員6名を含む。日本のその他会員には法人会員を含む。

4—まとめ

以上、今回のレターでは、生命保険会社の財務面の管理において、極めて重要な役割を果たしているアポイントド・アクチュアリー制度の概要を紹介した。国際的な監督規制の見直し等の動きもある中で、保険数理評価やその監督報告要件に関する事項については、現在さらなる見直しが検討されている。これにより、アポイントド・アクチュアリーが作成する報告書の充実等が行われ、アポイントド・アクチュアリーが役割がさらに高められていくことが想定されている。

今回のレターでは、アポイントド・アクチュアリーが作成するARAやAAARといった報告書の中でも重要な位置付けが与えられている「リスク管理」に関する項目に関して、インドの生命保険会社に求められている資産負債管理(ALM)やストレス・テストの内容等について、報告する。

以上